

東北学院中学校・高等学校サッカー一部OB会会則

第1章 名称

(名称)

第1条 この会は東北学院中学校・高等学校サッカー一部OB会（以下「本会」という）と称する。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 本会は事務局を東北学院中学校・高等学校内に置く。

第3章 目的

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と東北学院中学校・高等学校サッカー一部及びFC Sun Lの発展育成に寄与することを目的とする。

第4章 事業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会総会
- (2) 会員相互の親睦をはかるための事業。
- (3) 中学校・高等学校サッカー一部、FC Sun L 発展のための経済的援助及び指導育成の援助
- (4) その目的達成に必要な事業

第5章 資格

(資格)

第5条 中学校・高等学校サッカー一部に在部した者をもって構成する。

- 2 前項に準ずる者で総会において承認された者。

第6章 役員

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 2名

(役員任命)

第7条 役員は総会において会員の中より選出する。

- 2 幹事長は幹事の互選とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

(役員任務)

第9条 会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し会議の議長となる。
- 3 幹事長は幹事会を代表し会の運営をはかる。

第7章 運営

(会議)

第10条 本会は毎年1回総会を開催する。また必要ある時は会長が臨時に本会を召集することができる。

(総会)

第11条 本会総会は次の事項を審議する。

- (1) 役員を選出。
- (2) 予算並びに決算報告。
- (3) 事業報告及び事業計画。
- (4) 本規程の改廃。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第8章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は本会会費及び寄付金その他をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第9章 規程の改廃

(改廃)

第14条 本会規程の改廃は総会出席者の2/3以上の同意を得なければならない。

附 則

- 1 本会の設立を昭和47年4月1日とする。
- 2 本会の規程の施行は昭和47年4月29日とする。

附 則

本会の規程の施行は昭和55年4月29日とする。

附 則

本会の規程の施行は平成7年4月29日とする。

附 則

- 1 本会の規程の施行は平成17年4月29日とする。
- 2 本会の所在地を中学校・高等学校校舎移転に伴い仙台市宮城野区小鶴字高野123番1とする。

附 則

本会の規程の施行は平成26年4月29日とする。

附 則

本会の規程の施行は平成27年4月29日とする。